

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊福地区 (内田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化及び後継者不足ため、農業者の減少が進行している。農業者の減少に伴い、耕作放棄地の発生、農地の売買意向の不均衡、道路・水路等の農業用施設の維持・管理の負担が増加等の課題が発生している。農業用施設が狭小、農地が分散・不整形、農業用用水が不足している箇所が散在しているため、基盤整備等の抜本的な解決が求められる。また、相続登記未了による所有者不明農地対策、鳥獣被害防止対策、農業用機械の更新、所得確保対策等が必要

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の農作業効率化のため、国営基盤整備等と併せて農地中間管理機構を活用し、貸借・農作業受委託で農地の集積・集約化を図る。地区内だけではなく地区外の担い手にも農地を貸借・農作業受委託することで耕作放棄地の発生を抑制する。また、家畜の放牧や牧草地化することで、すでに存在する耕作放棄地の解消にも務める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
国営基盤整備を契機に、農地中間管理機構を活用して、地区内外の担い手への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
国営基盤整備の農地を中心に、農地中間管理機構に貸し付け、地区内外の担い手への農地集積率・集約化率を向上させる。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営緊急農地再編整備事業により、農用地の大区画化・汎用化等が現在実施中である。また、国営基盤整備地区外の林道・農道整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外の農業法人や営農組合への農地集積・集約化で担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区外の農業法人や営農組合への農作業受委託を進め、担い手への農地集積を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、寄せ付けない環境作りを進める。

⑤水稻と柑橘等の複合経営で、所得確保を図る。

⑧国営基盤整備により道路・水路等を改修し、維持・管理負担の軽減を進める。